

令和5年

第1回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和5年2月28日

閉会 令和5年3月24日

忠岡町議会

令和5年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和5年2月28日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		住民部長	谷野 栄二
	明松 隆雄	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、令和5年第1回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和5年第1回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1			会議録署名議員の指名
日程第2			会期の決定
日程第3			諸般の報告
日程第4			令和5年度施政方針について
日程第5	忠議第	1号	忠岡町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第6	報告第	2号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めること及び和解について)
日程第7	議案第	3号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第9号))
日程第8	議案第	4号	忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第9	議案第	5号	忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について
日程第10	議案第	6号	手数料条例の一部改正について
日程第11	議案第	7号	忠岡町公民館条例の一部改正について
日程第12	議案第	8号	忠岡町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第13 議案第 9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
日程第14 議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止について
日程第15 議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について
日程第16 議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計予算について
日程第17 議案第13号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
日程第18 議案第14号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計予算について
日程第19 議案第15号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第20 議案第16号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算について
日程第21 報告第 3号 事務報告について（令和4年分）

以上のとおりでございます。

議長（和田 善臣議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。町長

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和5年第1回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、2月6日に発生いたしましたトルコ南部を震源とする地震では、トルコと隣国シリアを合わせた死者数が5万人を超え、またトルコでは191万人もの方が避難生活を余儀なくされているという大規模な災害となりました。お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災されました方々には心よりお見舞い申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

一方、我が国では新型コロナウイルスの新規感染者も減少傾向を示しており、そのような中、政府は3月13日よりマスクの着用について、屋内、屋外を問わず個人の判断に委ねると方針を決めました。また、5月8日からは季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることなどを決めるなど、ようやくコロナ禍前のふだんの生活を取り戻せることとなり、新年度に向け明るい兆しも見えてまいりました。

いまだ収束の糸口が見えないロシアによるウクライナへの軍事侵攻、国民生活に大きな打撃を与えている物価高騰など社会情勢はまだまだ不透明であります。住民サービスの向上と住民の皆様が安全安心して暮らせるよう、新年度における町政運営の基本的な考え方を、この後、施政方針にて申し述べさせていただきます。

また、本定例会には、忠岡町公民館条例の一部改正や令和5年度一般会計予算及び特別会計予算を初め諸議案をご審議いただきますが、どうかご賛同、ご可決いただきますよう

お願い申し上げます、私の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、4番・小島みゆき議員、5番・二家本英生議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より3月24日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月24日までの25日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

おはようございます。例月出納検査について、ご報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和5年1月27日に行いました内容で、帳簿等は、令和4年12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数

値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。監査委員、北村孝。

議長（和田 善臣議員）

これで、諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第4 令和5年度施政方針について、町長より所信表明の申出があります。発言を許します。町長。

町長（杉原 健士町長）

本日、ここに令和5年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症については、3年以上にわたり、手洗い、マスク着用などの感染対策、ワクチン接種などにご協力いただいておりますことに、感謝を申し上げます。また、最前線でご尽力いただいております医療関係者をはじめ、エッセンシャルワーカーの皆様にも、心からお礼を申し上げます。

コロナウイルス感染症につきましては、国の5類感染症への見直しにともない、今春にはマスク着用の個人判断も予定され、いよいよ平常な生活に向けた動きが活発になってくると思われます。

町としましては、今後の動きを注視してまいりたいと考えておりますが、住民の皆様には、引き続き、手洗いなどの基本的な対策をお願いするところです。

さて、現在、ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰や、それに伴う物価上昇など、先行きの不透明な状況がみられます。

一方では、渡航制限の緩和によるインバウンドの回復基調、また、大阪では、2年後に開催される大阪・関西万博に向けて、活発な動きも予想されるなど、明るい要因もみられます。

そのような中であって、懸案でありました本町のごみ処理方針については、公民連携方式により「（仮称）地域エネルギーセンター等」を整備・運営し、その推進を図ることとなりました。

本事業につきましては、これまで、各地区での住民説明会などを通じて、住民の皆様のご理解に努めてまいったところでございます。

今後につきましては、常に住民皆様の安全と安心、健康保持に努めながら、しっかりと取り組んでまいります。

また、4月に認定こども園として正式にスタートする「東忠岡こども園」に隣接して、

秋頃には子育て支援センターがオープンする予定です。こどもだけではなく、保護者も一緒に学び、育つための拠点施設としての役割を果たすものと期待しているところです。

町民グラウンドにつきましては、昭和40年に整備されて以来、60年近くが経過していることから、今回、雨水対策などの機能強化を図るとともに、住民皆様が憩える場としての整備に着手する予定です。

また、羽衣国際大学や村川学園などとの連携協定に基づいた事業の推進を図り、未来に向けた新しいまちづくりの展開を進めてまいります。

あわせて、より健全な財政運営への取り組みについても、引き続き、意を用いる中、アフターコロナも見据えた施策を展開してまいります。

令和5年度各会計の予算額につきましては、一般会計83億2,725万9,000円、各特別会計43億1,939万6,000円、下水道事業会計17億1,615万2,000円。合計いたしますと143億6,280万7,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計10.5%増、各特別会計4.7%増、下水道事業会計1.1%増、合計7.5%の増となりました。

以下、新年度における施策の概要についてご説明申し上げます。

第1は、子育てがしやすいまちであります。

～学校教育が充実したまちづくり～

こどもたちは、本町の未来であり、希望であります。複雑多様化する教育課題へ、的確に対応しながら、豊かな人間性を育む教育行政を推進してまいります。

令和5年度は、小・中学校において、現在試行中の統合型校務支援システムを本格的に運用し、校務のデジタル化を図る中、こどもと向き合う時間の確保などとともに、教職員の働き方改革を推進してまいります。

また、新規事業として、医療的ケアが必要な児童・生徒について、保護者の付添いがないくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、対象児童・生徒が在籍する学校に医療的ケア看護職員を配置してまいります。

「あすなろ未来塾」については、引き続き、習熟の程度に応じた授業や集団個別指導を通じて、基礎・基本の確実な定着を図ります。また、小・中学校に整備した通信ネットワークや1人1台のタブレット機器を活用し、学習の個別最適化を図ってまいります。

英語教育では、検定受験料補助事業や英語をツールとした、さまざまな体験機会を提供するなど、国際社会で活躍するグローバル人材の育成に向け、今後も英語への興味・関心、活用を高めてまいります。

学校への支援では、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、少人数学級編制などによるきめ細やかな指導のための講師配置事業に取り組むとともに、小学校読書活動推進事業を継続して実施いたします。特に読書活動の推進については、「第1次

忠岡町子ども読書活動推進計画」の最終年度となることから、第2次計画に向けた取り組みを進めてまいります。

生徒指導の充実につきましては、さまざまな課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援するため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉機関との連携を図るために、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置してまいります。

また、一昨年開設いたしました忠岡町適応指導教室については、町独自の予算で校長経験者を指導員として配置し、丁寧な支援を行うなど、引き続き学校への復帰を支援してまいります。

～切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり～

子育て支援につきましては、令和4年10月から、15歳までとなっていた子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大しました。引き続き、子育てに係る負担軽減とともに、子どもたちの健康支援に努めてまいります。

令和5年度は、4月に「東忠岡こども園」の名称で正式に開園し、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進を図るとともに、子どもたちの健やかな成長と遊びを通じた学びの環境を提供してまいります。また、秋頃開設予定の「地域子育て支援センター」では、保育園・幼稚園に通っていない就学前の子どもたちや保護者を対象に、さまざまな行事や育児相談、親子交流の場を開放し、より一層、子育ての応援を実施してまいります。

妊娠後、流産、死産等を繰り返す不育症の方に対し、医療機関で受けた不育治療に要した医療保険適応外の費用に係る助成を行うことにより、経済的な負担を軽減するとともに、早い段階で適切な診断、治療を受けることで80%以上という高い治療効果が得られ、出産へと繋ぐことができる不育症治療費助成事業を実施いたします。

さらに、聴覚障がいについては、早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられていることから、その早期発見・早期療育を図るために、新生児を対象として新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業を実施いたします。

少子化・核家族化の中で就学前教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の提供と充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、こども園・小学校間の交流を引き続き行ってまいります。

子育て環境の充実については、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020（第2期子ども・子育て支援事業計画）」に基づく各種事業の実施や、国による幼児教育・保育の無償化と併せて、今後、より一層の子育て環境の充実に努めてまいります。

また、町独自施策として町内就学前施設に在園している3歳から5歳までの子どもたちの給食費無償化を引き続き実施することで、保護者負担の軽減を図ってまいります。

留守家庭児童学級については、開所時間の延長も含め、より一層の子育て環境の充実に努めてまいります。

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、経済的支援を一体として実施いたします。

令和5年度は、令和3年度から実施しております「産後ケア事業」において、産後の母親が心身をゆっくり休めていただくことを目的に、日帰り型、宿泊型を実施いたします。

また、新規事業として、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月等出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築いたします。

さらに、弱視については、発見されずに8歳頃までの感受性期間を過ぎてしまうと、十分に視力が向上しないことから、自覚的な視力検査が可能となる3歳児に対して、弱視の早期発見に努めることを目的に屈折検査機器を導入し、3歳6、7か月児健診にて実施いたします。

第2は、健康に暮らせるまちであります。

～誰もが暮らしやすいまちづくり～

高齢者福祉の充実については、令和5年度は、現在実施中の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果を踏まえ、要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援の充実を図り、さらなる「地域包括ケアシステム」を推進するため、「第9期介護保険事業計画」及び「第10次高齢者福祉計画」を策定いたします。

少子高齢化が進む中、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年が近づき、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、介護ニーズも増大することが想定されることから、自立支援・重度化防止の取組推進や、認知症発症初期から適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図ってまいります。

また、人生百年時代を見据えて高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごすことができるよう「高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防の一体的な実施」について、取り組んでまいります。

障がい者・障がい児福祉については「第4次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」に基づき、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、障がい者施策の推進を行うとともに、庁内関係部局をはじめ、社会福祉協議会などの町内機関、国・府機関などとの連携の強化を図ってまいります。また、障がい者緊急時居宅確保事業を行うことで障がい者を介護する家族等の不安の解消に努めてまいります。

地域福祉の推進については、忠岡町社会福祉協議会と連携し、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるよう、地域社会を基盤とした地域福祉の充

実、推進を図ってまいります。

～健康づくりを推進するまちづくり～

住民一人ひとりの健康寿命を延ばすため、保健センターを拠点とし、健全な生活習慣の確立に向けた、自主的な健康づくりや食育を推進してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の動向や大阪府の指導に沿った対応を行ってまいります。

特定健診やがん検診については、受診率の向上を図るため、引き続き全国健康保険協会と合同での特定健診とがん検診を実施するとともに、日曜健診を実施いたします。

また、若年層、特に子育て世代の健診受診強化については、がん検診の推奨年齢対象者などに対して個別通知を行い、がんの早期発見、早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。また、「健幸まつり」を開催し、住民の健康増進や介護予防の啓発にも努めてまいります。

国民健康保険については、市町村とともに大阪府が財政運営を担うことで保険財政の安定と強化が図られています。資格管理や保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業などにおいて、本町の実情を踏まえ、丁寧に対応してまいります。

第3は、生涯活躍できるまちであります。

～多様な価値観を尊重するまちづくり～

本町は、「非核平和宣言都市」として、核兵器は許さないとの姿勢を堅持し、全国の非核平和宣言都市と連携する中、核兵器のない世界の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

人権施策については、忠岡町人権協会とともに、性差による慣習的な差別をはじめ、障がい者差別、同和問題などあらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を広く推進してまいります。

誰もが活躍できる社会づくりの推進を図るため、「第2次忠岡町男女共同参画計画」に基づき「みんなで創ろう、自分らしく活躍できる元気なまち」を合言葉に引き続き、性の多様性などの課題についても取り組みを進めてまいります。

児童虐待やDVに関しては、DV支援コーディネーター等を配置する中、庁内での連携も図りつつ、早期発見と再発防止を図ってまいります。

また、「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、広報活動などに取り組んでまいります。

国際交流事業については、次代を担う子どもたちの国際的なコミュニケーション能力向上の支援を柱に、教育委員会とも連携を密にしながら、種々活動を展開してまいります。友好都市との交流事業につきましては、ZOOMによる学校間交流を実施し、引き続き、内容を充実した上で、交流を図ってまいります。

なお、友好都市への中学生派遣につきましては、内外の感染状況、両国の受け入れ状況

を見極めながら判断してまいります。

～愛着がもてるまちづくり～

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要であり、基礎となる自治振興協議会との連携を図ってまいります。

また、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る「自助」、地域住民で助け合う「共助」は、災害発生時における被害軽減に大きな役割を果たすことから、自主防災組織が主体となる訓練等の実施について引き続き支援を行うなど、地域防災力の向上をめざしてまいります。

防犯対策の推進については、地域安全見守り活動や青色防犯パトロールなど、地域をはじめ関係機関と連携する中、犯罪発生抑止の充実を図ってまいります。また、犯罪発生の抑止効果が認められている防犯カメラについては、自治振興協議会に対する防犯カメラ設置補助事業を継続いたします。

情報発信については、忠岡町公式ホームページにおいて探したい情報に容易に到達できるよう、また、町の情報・魅力発信強化を図るため、4月にリニューアルを実施します。また、忠岡町公式LINEにつきましても、ビジュアルな視点も取り入れ、住民が必要とする情報を発信するなど、内容の充実に努めてまいります。

「だんじり祭」は、地車連合会、地元各町などが協力、連携することでさらなる賑わいを創出し、地域住民の力で継承していけるよう、支援を継続いたします。

国宝や重要文化財を所蔵している公益財団法人正木美術館については、内外に向けた魅力ある情報発信とともに、本町出身の方々とのテーマイベントなどの支援を継続してまいります。

～生涯にわたって学べるまちづくり～

令和5年度は、町の中心部に位置する町民グラウンドについて、各種イベントのスムーズな開催、また住民が憩える場となるよう、長年の課題であった水はけの悪さの改善などの環境整備を進めてまいります。

また、昨年度からスポーツに真摯に取り組む児童及び学生アマチュアの方々を激励し、支援するため「忠岡町スポーツ振興奨励金」制度を創設しており、引き続き、社会体育の一層の振興に寄与してまいります。

スポーツセンターについては、住民がスポーツを楽しみながら体力増進・健康保持といった、健全な生活習慣を確立できるようなプログラムを展開し、安全で快適な施設環境を提供できるよう、努めてまいります。

文化会館については、文化会館運営委員会からの答申を基に、これまで以上に住民の文化的な交流の場として、誰もが利用できる生涯学習の拠点施設となるよう、さまざまな改善を図ってまいります。

児童館については、魅力的で安全安心な子どもの居場所となるよう、さまざまな教室等を継続して開催するとともに、貸し菜園を活用する等、住民と触れ合いながら学ぶ機会づくりも継続し、適切な運営に努めてまいります。

第4は、安心して暮らせるまちであります。

～災害に強いまちづくり～

近年、日本各地で大規模地震や想定を超える集中豪雨などが発生し、本町においても平成30年の台風21号では経験のない被害を受けたところであります。

今後も局地的な集中豪雨や広範囲に被害が及ぶ南海トラフ巨大地震の発生が想定されることから、災害発生時には正確かつ迅速な情報伝達を図るとともに、早め早めの避難の呼びかけ、分散避難、配慮を要する方の避難体制の確保など、円滑な避難体制の構築に努めてまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅の耐震化を促進するため、耐震補助制度について啓発、窓口での相談、個別訪問に加え、木造住宅耐震リフォームの講演会・相談会を実施するなど、地震災害に強いまちに向けた取り組みを進めてまいります。

～安全に暮らせるまちづくり～

令和5年度、消防行政につきましては、大規模災害や複雑多様化する各種災害に対応するため、緊急消防援助隊に登録している災害対応特殊消防ポンプ自動車を更新整備し、消防体制の充実を図ってまいります。

救急業務につきましては、救急車の適正な利用について住民への周知を図り、救命率の向上をめざします。

また、地域防災の要である消防団につきましては、減少する団員の確保に努めるとともに、安全で活動しやすい環境整備に積極的に取り組んでまいります。

交通安全については、幅広い年齢層の方を対象とした交通安全教室を開催し、啓発活動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路に関しては、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携した合同点検の結果に基づいた対策を実施するなど、子どもたちの安全を図ってまいります。

また、自転車の安全対策としては、子どもと高齢者を対象とした、自転車用ヘルメット購入補助金交付事業を引き続き実施し、自転車を利用する方のヘルメット着用を促し、被害軽減につなげてまいります。

老朽化の進む町営住宅については、安全・安心を基本に、今後の在り方について検討してまいります。

消費者が安全で安心して豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、今後も消費生活専門相談員による相談を行ってまいります。また、高齢者などの社会的弱者には地域の回覧板や出前講座等で啓発するとともに、ネット消費の低年齢化に係る課題について

は、学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を行ってまいります。

第5は、便利で生活しやすいまちであります。

～人が集うまちづくり 町内移動がしやすいまちづくり～

人口減少や少子高齢化の中、引き続き、都市機能を住民が集まりやすい地域に維持・誘導し、暮らしやすく、コンパクトなまちづくりをめざしてまいります。

～快適な都市基盤のまちづくり～

一般廃棄物の処理については、公民連携協定方式による「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業」の推進に向けた公民連携協定の締結を受け、令和6年4月から開始する一般廃棄物中継事業が適切に実施できるよう協議を進めてまいります。また、新たな廃棄物処理施設である「（仮称）地域エネルギーセンター」について、安全かつ安定的な稼働を基軸に、発電により生まれるエネルギーの有効活用や災害廃棄物の処理など、多様なニーズに応えられる拠点施設となるよう、事業者と協議を進めてまいります。

下水道事業については、現在、汚水整備の人口普及率は97.3%であり、今後も計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、大雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管の整備を進めるとともに、雨水対策の根幹をなすポンプ場については、引き続き長寿命化対策を実施し、また、津波や豪雨等の浸水被害による機能不全を防ぐため、耐水化対策事業を実施するなど、安定した運転ができるよう、対策を図ってまいります。

公園の利活用については、社会実験の結果を踏まえ、今後の活用を検討してまいります。

浜霊園につきましては、近年全国的に少子化や埋葬に関する価値観の多様化により、お墓を取り巻く状況が大きく変化をしている中、将来に向け、特に使用料・管理料について検討してまいります。

～環境へ配慮したまちづくり～

国際公約である「2050年カーボンニュートラル」では、温室効果ガス排出量削減に向けた、実効性のある取り組みが求められていることから、本年度に改定する「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画」において、中期的な目標を設定するほか、再生可能エネルギーの導入や、公共施設における温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを行ってまいります。

また、改定中の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生回避、排出抑制、再利用、再資源化の4R推進に努めるとともに、プラスチックごみ削減に向けて、住民や事業者にも周知を図るなど、引き続き取り組みを行ってまいります。

第6は、誰もが働きたくなるまちであります。

～地域振興をめざしたまちづくり～

商工業の振興につきましては、忠岡町商工会と連携する中、引き続き、町の産業振興・

支援を実施してまいります。

また、昨年度、羽衣国際大学や村川学園と連携協定を締結いたしました。商工会をはじめ、関係各機関の特色を活かし、協同して施策の展開を図り、地域経済の健全な発展と住民生活の向上に貢献できるよう努めてまいります。

農業振興については、意識調査アンケートを実施し、その結果等を踏まえ、市街化区域内に点在する小規模農地のあり方について検討してまいります。

水産業の振興については、忠岡漁業協同組合の大阪湾の水質保全活動や忠岡港でのイベントを通じて、美しく豊かな海の恵みである地元海産物に親しんでもらい、また、港のあるまちとしての魅力が増すよう取り組んでまいります。

～働きやすい環境のまちづくり～

就労支援については、忠岡町公式ホームページのリニューアルにあわせ、就職を希望する方が必要とする情報を、探しやすく・見やすいように工夫してまいります。

また、就労に有効な資格取得に関する専門講座の開催、国家資格や技能検定取得経費の助成及び新たに住民を正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。

また、障がい者の就労支援においては、就労継続支援B型事業所等に対し、図書の清拭などの軽作業を発注しておりますが、新規の作業について、事業所とさらなる連携を図ってまいります。

第7は、持続可能な行政運営ができているまちであります。

～限られた行政資源を有効活用できているまちづくり～

令和5年度、公共施設については、老朽化した空調設備の更新と照明のLED化を図るため、改修工事・維持管理までを含めた包括的なサービスを得るとともに、省エネ効果が高いESCO事業を実施いたします。

入札制度については、入札及び契約の過程並びに契約の内容における透明性を確保するため、公正中立な第三者からなる審議機関として、忠岡町入札監視委員会を設置しました。引き続き、入札、契約において公平性・経済性・機会均等の原則を維持するとともに、さらに公正で透明性及び競争性の向上に資することができるよう努めてまいります。

効率的な行政運営の推進については、引き続き各事業の改善や町組織の見直しの徹底を図り、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。また、限られた財源を最大限に活用するため、施策の優先度・緊急度、事業効果などの検証を行い、効果的、計画的なまちづくりを推進してまいります。

ICTの推進については、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」の活用を検討しながら、住民サービスの利便性と満足度向上につながるようなサービスの提供をめざしてまいります。

町税については、公平な税政を継続するために、引き続き大阪府域地方税徴収機構へ参加し、滞納整理を進めてまいります。

また、大阪府や他市町村と連携し、税務職員の賦課に係る知識や技術等の向上を図り、適正な課税に向けて取り組んでまいります。

あわせて、情報通信技術の進展に伴い、スマホ決済サービスの増加に加え、地方税共通納税システム用の統一QRコードを活用することで、さらなる納税者の利便性の向上及び関係機関における事務負担の軽減を図ってまいります。

ふるさと忠岡応援寄附金については、返礼品事業者の新規開拓や伴走支援、各ポータルサイトへの効果的な広告宣伝などを行い、地場産業の振興・発展、並びに地域活性化と寄附金額の増加による行財政の強化・充実を図ってまいります。

広域連携、民間活力の導入については、今後も、さまざまな事業で連携が可能か検討を進めるとともに、この分野における国制度の活用も検討してまいります。また、すでに連携している自治体、企業、大学とは、多様な観点から住民サービスの向上につながるような事業の検討を引き続き進めてまいります。

関西国際空港を中心としたインバウンド効果が泉州地域に反映されるよう、引き続き観光事業のプラットフォームとなるKIX泉州ツーリズムビューローに参画し、泉州9市4町や府、民間企業と連携して、泉州地域の活性化に取り組みを進め、きたる2025年の大阪・関西万博開催に向けた気運醸成を図ってまいります。

～柔軟な体制をとれているまちづくり～

多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、先進的な行政手法の習得や幅広い視野の形成に向けた研修、及び人材交流等を通じて、職員の意識改革を図るための取り組みを行ってまいります。

職員派遣につきましては、特に今後、行政だけでは、さまざまな問題を解決できる時代ではなくなっており、民間企業のノウハウを生かした連携が必要となってくることから、公民連携のノウハウを習得するため、職員を大阪府へ2年間研修生として派遣してまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、住民に信頼されるまちづくりをめざしてまいります。

本町は今、将来を見据え大きくまちづくりを変えようと舵をきっているところです。未来の世代に負担を先延ばしすることなく、持続可能なまちづくりを推進するため、「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」をキャッチコピーに、小さいけれど、小さいからこそできるまちづくりに邁進してまいります。

あわせて、住民の目線に立つ中、「スピード」「決断」「実行」をモットーに、誰もが幸せを実感できる「ただおか」を創るため、全力を傾注してまいります。

結びにあたり、議員各位並びに住民の皆様におかれましては、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の施政の方針といたします。

令和5年2月28日

忠岡町長 杉原健士

ご清聴ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

10時55分より再開いたします。

（「午前10時46分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前10時55分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

日程第5 忠議第1号 忠岡町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案者の河野議員より、提案理由の説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

忠議第1号 忠岡町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、本条例を制定するものであります。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、これより忠議第1号 忠岡町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第2号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和4年9月2日、忠岡町北出3丁目1番28号付近路上にて発生した事故について、相手方と損害賠償額15万9,067円をもって和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年1月24日付けをもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、報告第2号を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）で、2月1日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、1,537万2,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は87億838万8,000円となります。

歳出につきましては、第14款 国庫支出金で、出産・子育て応援交付金の計上、第15款 府支出金で、出産・子育て応援交付金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上。

歳出につきましては、第4款 衛生費で、出産・子育て応援給付金及びそれに係る事務経費の計上でございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第3号 専決処分の承認を認めることについて（令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第9号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、全国的な共通ルールによる個人情報の取扱いの運用を目的とした個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月から各地方公共団体における個人情報の取扱いが統一されるため、法律の実施に関して町が定めるべき事項について規定するため、新たに法施行条例を制定し、関係条例の所要の改正等を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴い、関連条例の所要の改正及び廃止を行うため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第6号 手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第6号、手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、犬に装着したマイクロチップが鑑札とみなされ、窓口での登録申請が不要となる特例が設けられたことに伴い、登録手数料を除くため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

この件について、細かいことはもう委員会で質問、審議していただいたらと思うんですけども、1点、この条例改正の内容についてどのように住民に周知を図るといいますか、やっぱり犬を飼ってる方々にはすごい関わる話なので、どのように周知を図るおつもりかということをお聞きしたいんですけど、お願いします。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

住民への周知については、現在のところ、この条例が可決されましたら4月の広報に載せる予定でございます。

以上でございます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

よく住民の方々、これにかかわらずですけども、広報にさらって、ちよろって書いてるだけやったら分かれへんとか見落とすということもよく言われたりもしますので、書くスペース、限られていると思いますけども、分かりやすく目立つようにといたしますかね。目を引くように書いてあげていただきたいんです。特にこれ、狂犬病予防法関係なんで、違反したら結構刑罰になってくる話なんで、そこら辺は周知、よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

答弁は要りますか。

11番（勝元由佳子議員）

結構です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第6号 手数料条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町働く婦人の家条例を廃止することに伴い、忠岡町働く婦人の家条例で規定している施設の使用料を追加するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

議案7号と10号、両方にかかってくる話なんで、ちょっとどちらで質問したほうがいいのかなとか思いながら、質問を先にさせていただくんですけども、今回、この働く婦人の家を廃止するという事なんですけども、そもそも何で今頃なんていうのが正直な思いなんです。

まず1点目。2点お聞きしたいんですけども、1点目、そもそもこの働く婦人の家とい

うのは、どういう位置づけ、どういう意味のものだったのかというのが1点と、2点目は町政内のジェンダー意識というんですか、男女平等の意識なんですけども、男女平等と言われて久しいのに、なぜ今頃こういうことが出てくるのかというところで、町政内の意識がそもそも低いん違うんかというところがあるんです。ですので、町民にそういう人権意識を啓発する以前に、職員を初め町政内での意識がそもそもできてなかったんじゃないのかというところがありますので、そこら辺、庁内での人権意識とか啓発というんですかね。どうなっていたのか。

あと、この働く婦人の家というものがまだあるということについて、職員の中から「時代にそぐえへんで」という声、なかったんかというところをお聞きしたいんです。お願いします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

働く婦人の家のそもそものところにつきましては教育のほうからもあろうかと思うんですが、勤労女性といいますか、婦人に対するということで、できた施設かなと考えてございます。

私のほうからは人権意識ということで、これまでこういう名称で残っていて、それについてそういうものが残っていたということの研修とか、そういうのはどうなっていたんだ、位置づけはどうだという点でお答えさせていただきますと、これまで男女共同という形では進んでおりましたが、ここに来ましてジェンダーフリーといいますか、ジェンダーの視点というのがここ5年、10年入ってまいりました。

これにつきまして町としましても現在、研修等当然、職員にも進めているところでございますが、何分まだ過渡期というところもございます。この点につきましては引き続き、新しい視点、ジェンダーの視点を持った研修という形を職員のほうにも徹底して推進してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘の働く婦人の家という部分でございますが、そもそも文化会館が建設されたのが昭和の終わりの時代でございます。その頃はまだ勤労婦人といった部分がまだクローズアップされていた時代でありまして、特にあの施設を建てる際に、やはり一番大き

い理由としまして財源的な部分で、そういった働く婦人というような形をあそこに設置するというところでいわゆる補助金的な部分での活用が見込めたというふうに我々としては聞いておりますので、そういった部分が一番大きな要因かなというふうには考えておりません。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

もう細かいことはまた委員会でお聞きしますし、このジェンダーの問題って、町長の先ほどの施政方針の中にも、第3ですか、「多様な価値観を尊重するまちづくり」というところでも盛り込まれていますんで、一般質問の中にも入れさせてもらっているんですけどもね。この働く婦人の家の廃止というの、本当に忠岡町の人権意識、低いというところを象徴しているように私は思うんです。

公室次長さん、先ほど「過渡期」っておっしゃっていましたが、過渡期じゃないと思っています。もう終わっている。もうそんなん、男女平等なんか当たり前の世の中ですんで、そんな過渡期やからこれからですなんていう、そんな時代遅れの発想じゃなくて、今すぐにでもそういう意識を改めていただきたいと思います。

また、この細かいことは委員会と一般質問でさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、健康保険法施行令の一部改正により、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、国民健康保険の被保険者についても同様の措置を図

り、産科医療補償制度の加算対象とならない出産の場合の支給額を40万8,000円から48万8,000円に、また、同制度の加算対象となる出産の場合の支給額を42万円から50万円にそれぞれ引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第13 議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令において定める国民健康保険料を軽減する所得判定基準となる金額を本条例で規定していたものを、国民健康保険法施行令の条項を引用するため、また、雇用保険法施行規則の改正により、国民健康保険の特例対象被保険者等に係る届出について、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町文化会館運営委員会において、働く婦人の家を廃止し、公民館との統合が望ましいとの答申を踏まえ、忠岡町働く婦人の家条例を廃止し、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

大綱的質疑を行いたいと思います。

忠岡町の働く婦人の家条例を廃止をして、働く婦人の家がなくなってしまうということで、これは大阪府に対しても男女共同参画施設という位置づけで届け出をされていらっしゃるということでありますので、その代替りとなる男女共同参画における施設の代替りの施設というものがどうされるのかと、設置するのかということはどうなっているんでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

今回の働く婦人の家条例の廃止ということに伴いまして、その代替りというお話でござ

います。町としましては、答申のほうございますので、それを受けた上で、またこっちのほうで検討もさせていただきますが、基本的には第2次男女共同参画計画にのっとりまして、その視点において、先ほどもございました性の多様性に基づいた視点に基づいた施策という形で実行してまいりたいと考えてございますので、またよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これまで働く婦人の家というものは、男女共同参画の様々な施策を進めていくために使われてきたという経緯がありますので、それはどこでされるのかということも含めて、代替りの施設という、代替りというか、それをしなければ後退になるのではないかとこのところが一番大綱的というんですかね。男女共同参画施策ですね、その後退になるのではないかと思います、その点についてはいかがお考えでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

先ほど教育のほうからもお話がありました。当初、労働省管轄の働く婦人の家ということで、働く女性、勤労女性を中心にした施設という形でございました。名称も働く婦人の家ということでいろいろな、先ほどご意見がありましたように時代にそぐわない名称になってきたのではないかとこの話で、今回廃止されることになりました。

そもそも勤労女性ということで、労働省管轄でつくられたものでございますが、その廃止に伴いまして代替りという位置づけでは考えてはございませんで、第2次男女共同参画の中で新しい位置づけとしてどのような形がまた望ましいのか、どのような多様性の中でそのような施策、形となるものをつくっていくのかについては今後検討を加えていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

後退になるのではないかとこのことをお聞きしたので、後退であるのかないのかということをお聞きしたんですけれども、その点については明確な答弁がございました。細かい点については付託委員会でさせていただきますけれども、後退になるのではないか

という点は明らかになりませんでしたね。ということで、これは代替の施設がないということなので、廃止するだけ廃止をして、その代替りの施設ということについての提案がないということはないと、代替りの施設は今現在ではないと。ないのに提案をしてくれているということであるわけですね。その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

代替りの施設というものではございませんでして、あくまでも使い方が広がるという位置づけで今回されているのかなと考えてございます。女性、男性、そのほか現在、いわゆるLGBT、性差のない方々も含めてあらゆる方に門戸を開くという形でございますので、女性はもちろん男性についても利用される方はどなたでも利用できると、広がるという形であの施設については考えているところでございます。答申もそのような形を受けたものかなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第15 議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、4,181万9,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は87億5,020万7,000円となります。

歳入につきましては、第10款 地方交付税で、普通交付税の計上、第13款 使用料

及び手数料で、火葬料の計上、第14款 国庫支出金で、児童福祉費負担金及び幼稚園費負担金において子どものための教育・保育給付費負担金の計上、地域生活支援事業費補助金の計上、都市構造再編集中支援事業費補助金の減額、次世代育成支援対策施設整備交付金の計上、小学校費補助金及び中学校費補助金において学校保健特別対策事業費補助金の計上、学校施設環境改善交付金の計上、第15款 府支出金で、児童福祉費負担金及び幼稚園費負担金において子どものための教育・保育給付費負担金の計上、重度訪問介護等利用促進支援事業費補助金の計上、ひとり親家庭医療費補助金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の減額、愛の福祉基金繰入金の計上、第21款 町債で、認定こども園整備事業債の計上。

次に、歳出につきましては、総務費、民生費、教育費の一部費目において時間外勤務手当を計上しております。その他につきましては、第2款 総務費で、退職手当の計上、総合行政システム（障害福祉）改修業務委託料の計上、J-A-L-E-R-Tシステム改修業務委託料の計上、防犯灯電気料金補助金の計上、第3款 民生費で、審査支払手数料の計上、ひとり親家庭医療扶助費の計上、認定こども園施設型給付費（2・3号認定）の計上、第4款 衛生費で、葬儀管理業務委託料の計上、第9款 消防費で、消火栓設置及び維持管理負担金の計上、出動手当の計上、第10款、教育費で、小学校費及び中学校費において感染症対策消耗品代及び感染症対策備品購入費の計上、認定こども園施設型給付費（1号認定）の計上。

次に、地方債の補正につきましては、認定こども園整備事業債において限度額を4億7,030万円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第16 議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計予算について、日程第17 議案第13号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第18 議案第14号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第19 議案第15号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第20 議案第16

号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上、5件一括して議題といたします。

本5件については、先例により、提案理由の説明は既に配布されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長（和田 善臣議員）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本5件については、先例により、6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託してご審査をお願いいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

河瀬成利議員・北村 孝議員・二家本英生議員・三宅良矢議員・前川和也議員・勝元由佳子議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

11時40分から再開いたします。

（「午前11時27分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午前11時40分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

ご報告します。

委員会条例第7条第2項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に、河瀬成利議員、副委員長に勝元由佳子議員が決定しましたので、報告いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第21 報告第3号 事務報告について（令和4年分）を、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第3号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和5年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出にあたり、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、令和4年の事務報告を提出するものでございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、報告第3号を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回の会議は3月8日（水）午前10時より開きます。

本日は大変ご苦労さまでした。

(「午前11時41分」散会)